



# 消毒用アルコールの 安全な取り扱いについて



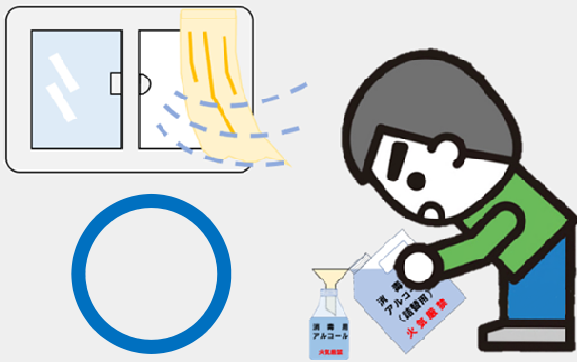
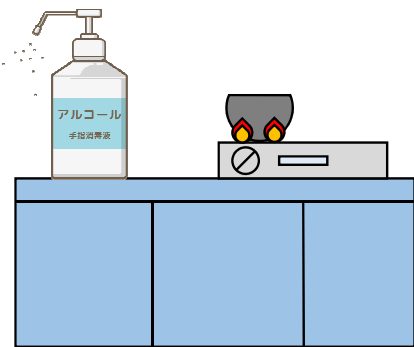
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。



## 【特徴と注意事項】

○火気に近づけると、引火しやすい。

消毒用アルコールは蒸発しやすく、可燃性蒸気となるため、引火するおそれがあります。使用する際は、喫煙や調理場など、火気のある場所は避けましょう。



○アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重いため低所に滞留しやすい。

詰替え時は、風通しのいい場所や、換気できる場所で行いましょう。漏れ・あふれ・飛散に十分注意しましょう。



次のページも見てネ！

2021年度全国統一防火標語

おうち時間 家族で点検 火の始末



○**高温や直射日光が当たる場所に設置、保管はしない。**  
熱せられることで、**可燃性蒸気**が発生し、危険です。  
また、アルコールが入った容器を**落下**させたり、**衝撃**を与えないようにしましょう。



○**容器には必ず表示を！**  
消毒用アルコールを詰め替えた容器には、「**火気厳禁**」などの注意事項を必ず記載して下さい。



**火気厳禁**  
アルコール類  
水溶性  
危険等級Ⅱ

【記載例】

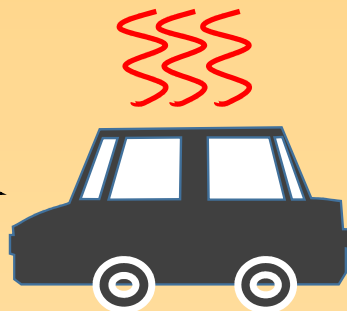
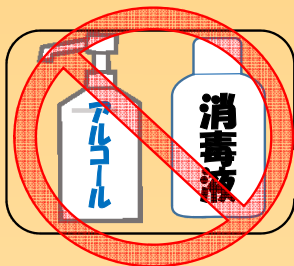


**今1度確認して！**



**車内にアルコール(ジェル含む)を常に積んでいませんか？**

特に夏の季節は、車内温度の上昇に伴いアルコールが**蒸発**し、**可燃性蒸気**が発生しやすくなります。  
喫煙用のライターや、静電気などが火種となり**引火**する恐れがありますので、**気温が高い環境下**などの高温になる場所には**常置**しないように注意して下さい。



※消毒用アルコールは、**消防法に定める危険物の第四類アルコール類**に該当する場合があります、濃度が**60%**以上(重量%)の製品が**危険物**に該当します。

貯蔵または取り扱いの量に応じ、消防法や、**袖ヶ浦市火災予防条例**の規定が適用されます。

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無	適用法令
80L未満	届出・申請不必要	—
80L以上400L未満	<b>届出</b> が必要	火災予防条例
400L以上	<b>申請</b> が必要	消防法

**お問い合わせ先**



袖ヶ浦市消防本部 中央消防署  
〒299-0261 袖ヶ浦市福王台4丁目10番地7  
TEL 0438-64-0165 FAX 0438-62-9729

